


所管部課	企画財政部 行政管理課	部長	並木 俊則		
件名	東大和市手数料条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	市民部市民課、課税課、納税課、関係各課			
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 手数料の金額の改定 平成27年度に実施した使用料・手数料の見直しの際、改定の必要はあるものの、平成28年度に再度検討することとしていた項目について、平成28年度に見直しを実施した。 その結果、手数料条例において規定する10項目について、改定を行うものである。 ①戸籍の附票の写しの交付 ②除かれた戸籍の附票の写しの交付 ③印鑑登録証の交付又は引替交付 ④印鑑登録証明書の交付 ⑤身分に関する証明 ⑥固定資産課税台帳に記載されている事項の証明 ⑦固定資産課税台帳の閲覧 ⑧公図の写しの閲覧 ⑨その他各種証明 ⑩その他公簿又は公文図書の閲覧 以上10項目について200円から300円への改定を行う。</p> <p>(2) 手数料を徴収する事務の廃止 土地台帳又は家屋台帳の閲覧については、近年市民の利用が減少しており、インターネット等を利用した登記所への登記事項証明書等の請求手段があることから、閲覧制度を廃止する。</p> <p>(3) 手数料を徴収する事務の追加 基幹系システムの更新に伴い、未納が無いことを証明する市税完納証明書の発行が可能となることから、取り扱いを開始することとし、別表の改正を行うものである。</p> <p>(4) 施行日 (1)(2) 平成29年4月1日施行 (3) 平成29年1月1日施行</p> <p>(5) 影響及び効果 ・手数料の適正化が図られる。 ・登記所と重複したサービスの見直しが図られる。 ・完納証明書の発行により、市民の利便性が向上する。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件の内容については平成28年7月13日市長決裁済み ・文書課において審査済み 					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>平成28年第3回市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。